○経済産業省告示第百十四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月十日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
カグラエンジニアリング株式会社	兵庫県尼崎市立花町一丁目二番一号	カグラエンジニアリング株式会社　指定保安検査機関　兵庫県西宮市山口町名来千二百三十五番地	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	平成二十四年四月二日
			一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定（製造設備が定置式製造設備である天然ガスの製造施設に限る。）		

○経済産業省告示第百十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の二十二の規定に基づく指定完成検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年五月十日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	変更前後別	
大陽日酸エンジニアリング株式会社	前	中四国支店　広島県広島市中区江波南二丁目一番十号
	後	中四国支店　広島県広島市西区南観音五丁目九番七号

○経済産業省告示第百十六号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年五月十日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	変更前後別	
大陽日酸エンジニアリング株式会社	前	中四国支店　広島県広島市中区江波南二丁目一番十号
	後	中四国支店　広島県広島市西区南観音五丁目九番七号

○経済産業省告示第百十七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月十日

経済産業大臣　枝野　幸男

学校の名称	学部・学科名	備考
宮城県伊具高等学校	総合学科電気系列　全日制課程	平成二十四年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○東北地方整備局告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月十日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　七号　青森県弘前市城東地先から青森県青森市戸門地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　東北インテリジェント通信株式会社　代表取締役社長　柴田　一成

住所　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認

四　管理の期間　平成二十四年四月十八日から本協定の存続する日まで

○関東地方整備局告示第二百十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十四年五月十日　関東地方整備局長　下保　修

(1)　登録年月日　平成二十四年四月九日

(2)　登録番号　関東地方整備局長　29

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社ガイア

(4)　住所　千葉県松戸市小根本2番地の9

(5)　代表者の氏名　吉田　茂

(6)　登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分

(7)　評価の業務を行う事務所の所在地　千葉県松戸市小根本2番地の9

(8)　法第十三条の評価員の氏名　吉田　茂、小川　陽偉、永塚　周次、角田　京子

(9)　役員の氏名　吉田　茂、吉田　慶子